

資料 3

パブリックコメントにおけるご意見を踏まえ、素案を修正する箇所等について

1. 公表済みの素案及び概要版、概要版（補足資料）の内容

下の URL または QR コードからご確認ください。

【URL】 https://www.city.minoh.lg.jp/water/water_strategy2025.html

【QRコード】



2. パブリックコメントにおけるご意見を踏まえ、素案を修正する箇所（別紙参照）

資料名	ページ	修正内容
箕面市水道事業経営戦略 （素案）	11	本市の料金体系の特徴及び課題について、これまで箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会において議論されてきた内容がわかるよう説明を修正及び追記
	17	基本理念についての本市の考えを追記
	18	水量予測について用途がわかるように図を修正（図 4.2 水需要（有収水量）の見通し）
	52	用語集に「口径別納付金」を追加

3. 今後、最新の情報に素案等を修正する箇所（未反映）

資料名	ページ	修正内容
箕面市水道事業経営戦略 （素案）	14	北摂他市の情報について、令和 6 年度数値が公表され次第、情報を反映（大阪府より 3 月上旬公表予定）
	25, 48	管理目標の重要管路の耐震適合率の現状値を令和 5 年度末から令和 6 年度末に修正
箕面市水道事業経営戦略 【概要版】	1	北摂他市の情報について、令和 6 年度数値が公表され次第、情報を反映（大阪府より 3 月上旬公表予定）
	4	管理目標の重要管路の耐震適合率の現状値を令和 5 年度末から令和 6 年度末に修正
箕面市水道事業経営戦略 【概要版】（補足資料）	2	管理目標の重要管路の耐震適合率の現状値を令和 5 年度末から令和 6 年度末に修正

- それぞれの自治体の水道料金の違いは、投資費用や維持費用などのコスト（浄水場の有無、使用者の密集度合い、地勢の状況により異なる）、水道使用者の数、大口使用者の割合がそれぞれ異なることが理由となる。
- 本市の使用実態としては、1か月あたりの使用水量が30m³以下の世帯が多く、全体の約93%を占めている。このうち、9～30m³までは1m³あたりの平均料金が給水原価160.01円を下回っており、原価割れの状態となっている。
- また、基本料金の範囲内の0～8m³については、給水原価と比較すると上回っているものの、基本料金で賄うべき費用を回収するという原則に留意した上で、適正水準を見極める必要がある。

追記

修正

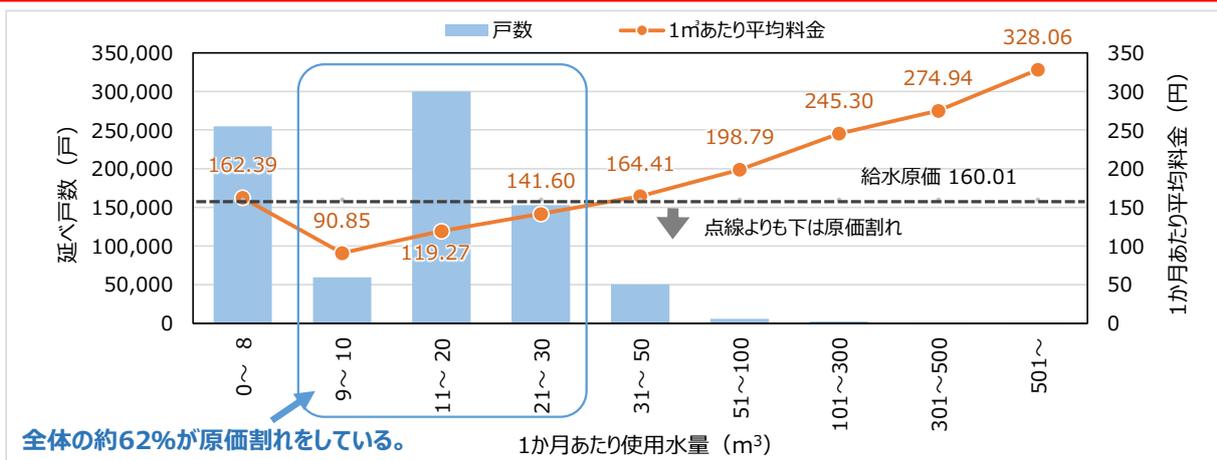


図2. 7 1か月あたり使用水量別の給水戸数及び1m³あたり平均料金（令和6（2024）年度）

- 公益社団法人日本水道協会では、水道料金の算定の標準的な考え方を示すものとして「水道料金算定要領」を発行し、全国の水道事業者が安定的かつ持続的な経営を行っていくため、定期的に検証や見直しを行っている。同算定要領は、令和7（2025）年2月に改定され、基本水量制の廃止、用途別料金体系から口径別料金体系への移行など示されている。
- これまで箕面市水道事業及び公共下水道事業運営審議会において本市の料金制度の課題について議論を重ねてきた結果、本市では水道料金算定要領に則った以下の方向性が望ましいと考えている。
なお、料金改定にあたっては市民の意見を聴取した上で慎重な議論を行う。

修正

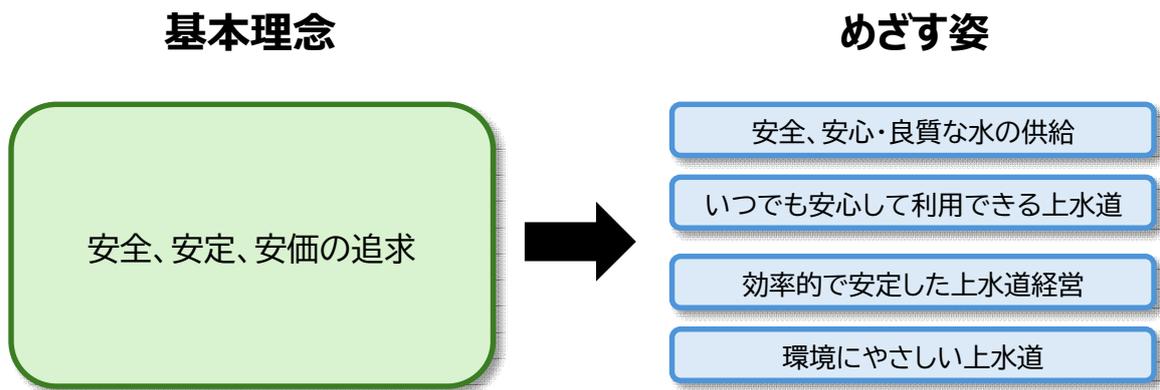
《箕面市の今後の方向性》

- ① 基本水量については廃止の方向
- ② 基本料金は「水道料金算定要領」において基本料金で賄うべきとされる費用を回収できる設定をめざすとともに、口径別体系への移行を図る方向
- ③ 従量料金については逡増度を下げていく方向

追記

1. 経営の基本方針

- 本市水道事業は、将来に向けて、安全、安心・良質な水をいつでも安心して利用できるようにするため、効率的で安定した経営を行うとともに、環境にも配慮した持続可能な社会の創出に貢献することをめざし、「安全、安定、安価の追求」を基本理念とする。



基本理念についての本市の考え

基本理念「安全、安定、安価の追求」とは、平成20年（2008年）策定の箕面市上下水道事業経営ビジョンにて、水道及び公共下水道の安全性をより高め、安定的なサービスを提供していくことが極めて重要で、その上で最大限に経営の合理性、効率性を高め、最少の経費で最大の効果を挙げる経営に取り組むとの趣旨で掲げられたものである。

なお、「安価の追求」について、水道料金については、地方公営企業法第21条に「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬ。」とされており、水道法第1条においても、水道事業の目的として「清浄にして豊富低廉な水の供給を図ること」と定められている。

よって、「安価の追求」とは「安価であればあるほどよい」、という性質のものではなく、上記の法及び箕面市上下水道事業経営ビジョンにおける説明にあるとおり、経営の合理性、効率性を高めることを目的とした公正妥当な金額であることを前提としたものである。

追記

4. 将来の事業環境

(1) 給水人口と水需要の現状と見通し

■給水人口

- 給水人口は、近年増加傾向にあるが、今後は、少子高齢化により減少に転じる見込みである。
- 給水人口は、施設能力の設定など施設整備計画に使用する高位予測と料金収入予測など財政計画に使用する低位予測を行っている。
- 推計については令和 7 (2025) 年 1 月に大阪府が公表した「第 3 期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」における将来推計人口で用いている国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口 (令和 5 (2023) 年推計)」の推計結果「出生中位・死亡中位」をベースとし、「日本の将来推計人口 (令和 5 (2023) 年推計)」における中位予測に対する高位・低位予測との比率をもとに本市としての高位・低位予測を算出している。

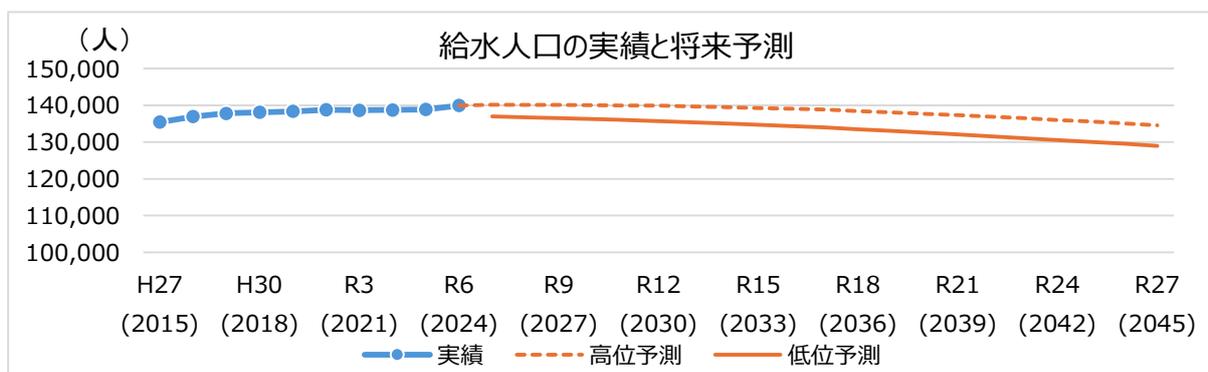
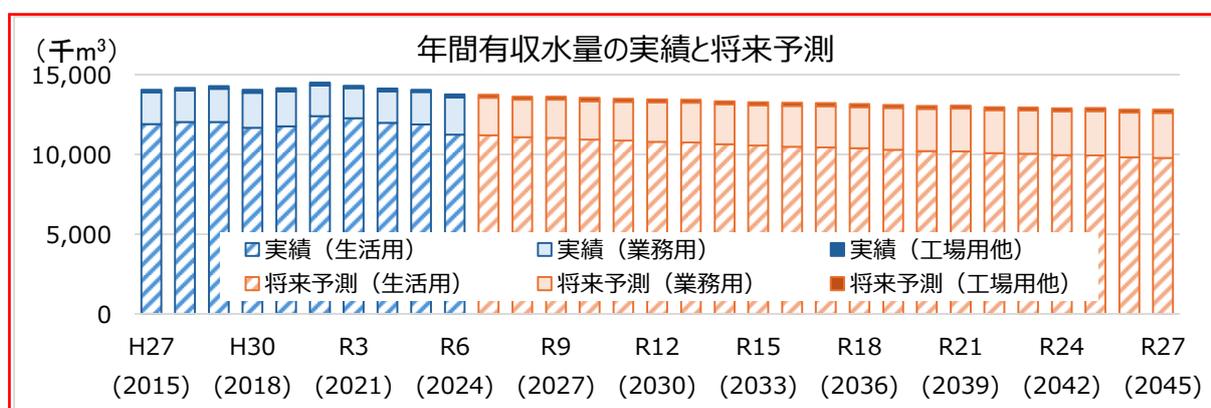


図 4.1 給水人口の見通し

■水需要 (有収水量)

- 有収水量は財政計画の収入予測に使用する水量であり、用途別 (生活用、業務用、工場用など) に近年の実績傾向などから推計したものを積み上げて算出している。
- 有収水量は人口の減少や節水機器等の普及に伴い今後も減少し、令和 6 (2024) 年度から令和 27 (2045) 年度の 20 年間で、年間 1,400 千 m^3 程度下回る見込みである。



修正

図 4.2 水需要 (有収水量) の見通し

下水道事業運営審議会」において議論を重ねている。

基本水量制

一定の水量までは実使用水量の大小に関わらず、定額の料金とする制度のこと。

基本料金

使用水量の有無に関わらず、水道メーター口径や用途に応じて、水道使用者が負担する料金のこと。

従量料金

使用した水量に応じて、水道使用者が負担する料金のこと。

用途別料金

水道の用途別に料金を設定する制度のこと。

口径別料金

水道メーターの口径の違いによって料金を設定する制度のこと。

口径別納付金

新たに水道を利用する際や、家屋の建て替えなどで水道管の口径を大きくする際に、利用者が水道施設の整備や拡張にかかる費用の一部を負担するために本市に支払う費用のこと。この制度により、既存の利用者との公平性を保ち、水道事業の安定した運営に繋がっている。

追記

PPP/PFI

PPP（Public Private Partnership）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、包括的民間委託やPFIなど、様々な方式がある。PFI（Private Finance Initiative）とは、PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことをいう。